

平成 25 年度税制改正による相続税法改正について

1 相続税が増税されると聞きましたが、具体的に教えてください

(1) 税制改正

平成 25 年度税制改正により、バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税法の改正が行われました。

具体的には、相続税の基礎控除の見直し（引き下げ）、税率構造の見直し（6 段階から 8 段階へ）、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し（面積上限の拡大など）、相続時精算課税制度の適用要件の見直し（贈与者の年齢要件の引き下げ、受贈者に孫を加える）、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設、事業承継税制の見直し（適用要件の緩和等）といった改正がありました。

増税方向の改正ばかりではないのですが、重要なインパクトをもたらすものが、基礎控除額の引き下げです（相続税法第 15 条）。

(2) 相続税額の計算方法

相続税の税額は、遺産をどのように分割したとしても、基本的に、合計の税額が変わらないように計算するように定められており、簡単に言えば、次のように計算されます。

ア 各人の課税価格の計算

各人の課税価格＝（相続等によって取得した財産の価額＋相続時精算課税適用財産の価額－債務・葬式費用の金額）＋相続開始前 3 年以内の贈与財産の価額

イ 課税遺産総額の計算

課税遺産総額＝各人の課税価格（ア）の合計額－遺産に係る基礎控除額

ウ 相続税の総額の計算

- ① 課税遺産総額を法定相続人が法定相続分に応じて取得したものと仮定し、各人ごとの取得金額を計算する。
- ② ①に税率をかけ、各人の税額を合計する（＝相続税の総額）

エ 各人の相続税額の計算

相続税の総額を実際に各人が取得した財産に応じて案分する。

(3) 基礎控除額の引き下げ

以上のとおり、相続税の税額は、遺産等の合計額から、基礎控除額をマイナスした金額（課税遺産総額）に基づいて算出されます。

簡単に言えば、基礎控除額が高ければ、それだけ納税額も少ないこととなります。

基礎控除額は、①現行法では、「5,000 万円＋1,000 万円×法定相続人数」とされていますが、②改正後は、「3,000 万円＋600 万円×法定相続人数」となります（平成 27 年 1 月 1 日以後の相続、遺贈が対象）。

単純に言えば、遺産が 7000 万円、法定相続人が子二人の場合、①現行法では基礎控除額により相続税額はゼロですが、②改正後は、相続税が発生することになります（特例の適用等を度外視すると合計 320 万円となります）。

現行法では、相続税の課税対象となる相続は全体の相続数（死亡者数）の約 4%程度であり、一部の富裕層に課せられる税というイメージが強かったのですが、今回の改正も含め、今後は、課税対象が拡大することが予想されます。「自宅（土地、建物）はあるけど、現預金はそれほどでもない」という納税者の場合、相続税によって自宅の処分等についても検討を迫られるケースも今まで以上に出てくると考えられます。

このようなことから、相続税の対策をどのように立てるかに関心が集まっ

ています。

2 相続税の対策にはどのような方法がありますか

相続税の対策（節税策等）には様々なものがありますが、典型的には次のようなものがあります。

(1) 相続開始前の対策

ア 遺産を減らす

(ア) 現在の財産を相続までに減らす

現在の財産を無償で贈与すれば贈与税の課税対象になり得ますが、贈与税の課税を可能な限り避けながら贈与するという方法です。

① 贈与税の基礎控除額の利用

個人から個人に財産を贈与する場合、贈与税が発生しますが、現行法では、その年中（1月1日から12月31日まで）に贈与した財産について、110万円までが基礎控除額とされ贈与税課税されません（相続税法第21条の5、租税特別措置法第70条の2）。

したがって、たとえば、5年間かけて、子供、孫合計5人に、毎年110万円を贈与し続ければ、 $110 \text{万円} \times 5 \text{人} \times 5 \text{年間} = 2750 \text{万円}$ の資産移転を無税で行うことができます。310万円であれば、贈与税の一番低い税率（10%（税制改正でも変更なし））の適用を受け、20万円の贈与税負担で資産移転できるので、310万円を毎年贈与するケースも見られます。

② 夫婦間の居住用不動産の贈与に係る配偶者控除の利用

婚姻期間が20年以上である夫婦間で、居住用不動産を贈与した場合には、一定の条件のもと、財産額のうち2000万円まで贈与税が課せられず、

また、当該財産（特定贈与財産）については、相続開始前3年以内に贈与があったとしても相続税の課税価格に加算されないので、2000万円までの居住用不動産が相続税、贈与税の課税なく移転できることとなります（相続税法第21条の6、第19条）。

③ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の利用

父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金を贈与された場合に、一定金額までの贈与については非課税となる制度です。年や住宅の性能等によって非課税枠が異なります（平成25年は最大1500万円）。

④ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の利用

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、祖父母（贈与者）が、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に教育資金を一括して拠出することについて、子・孫ごとに1500万円までを非課税とする制度です。3年間の時限措置である点、使い切らなかった部分には贈与税が課せられる点等に注意が必要です。

⑤ 一般社団法人等への資産移転

平成20年12月のいわゆる公益法人制度改革により、株式等の持ち分という概念がない一般社団法人、一般財団法人を容易に設立できるようになり、当該法人に財産を移転することにより、資産家の資産を個人所有から外してしまうという節税策が紹介されることがあります。租税回避防止のため、無償で移転された場合には贈与税課税等（相続税法第66条第4項等）がありますが、数世代の相続を考えると、実質的な経済的利益を少ない税負担で移転できることにもなります（課税庁や立法当局が今後どのように考えるかは不透明です）。

(イ) 相続までに生じる財産を減らす

優良資産等を保有している場合などには、相続までに当該財産の価値が上昇し、その分だけ相続税が高額になる場合があるので、相続までに

当該財産を相続人に譲渡等するというものです。

簡単なものでは、利回りのよい賃貸物件を譲渡する、自社の株式を譲渡する等があります。

また、賃貸物件について、新たに管理会社を設立して合理的な範囲内の管理費を当該会社に支払うという方法（余り高額だと不合理な所得分散行為として否認されることがあるので注意）や、自分が代表として報酬を受領しているオーナー会社について、自分の報酬を減らし、相続人を役員にして報酬を支出する方法なども、同様の効果を持ちます。

なお、これらの譲渡を無償（贈与）で行う場合には、相続時精算課税制度（一定の条件を満たす贈与について、2500万円の特別控除額を控除した後の金額に一律20%の税率を乗じて贈与税が発生し、当該贈与税については、将来の相続発生時の相続税と精算する制度）と併用することも考えられます。

イ 遺産の種類を変える

遺産の種類によって、税法上の有利な特例の適用を受けることができたり、税額計算上、評価額が低額になることがあるので（一般論として、「カネ」よりも「モノ」の方が評価が低い）、有利な種類に資産を変えておくという方法です。

(7) 小規模宅地等の特例

相続開始直前において、被相続人、被相続人と生計を一にしていた親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等について、一定条件のもとに、最大で80%の評価の減額をすることができます（租税特別措置法第69条の4）。

今回の改正により、宅地の上限面積が増え（240㎡から330㎡）、被相続人に介護が必要なために老人ホームに入居した場合にも適用が受けら

れることが明確になった等、より使いやすくなりました。

当該特例の節税効果は非常に大きいので、たとえば事業が成功して多額のキャッシュを有しており、現在は賃貸物件に居住している場合に自宅を購入する等、相続までに特例の適用を受けられる資産構成にしておくという方法が考えられます（法改正も多いので、常に最新の改正情報を把握しておくべきでしょう）。

(イ) 不動産の購入等

税務上、遺産の評価は「財産評価基本通達」という国税庁が定めた通達に従って行われますが、当該通達上、評価が高い財産から評価の低い財産に変更しておく方法が考えられます。

たとえば、現金を土地等に変える（通達の路線価は公示価格水準の80%程度です）、更地に賃貸マンションを建て貸家建付地とする（更地よりも評価が低いです）といった方法がよく知られています。

また、自社への貸付金債権がある場合には、そのままでは原則として額面額として評価されますが、場合によって、当該債権を株式にすることで、評価を下げるができることがあります。

以上とは逆に、相続開始前に不動産等を現金化するのは相続税の観点からは得策ではありません。

(ウ) 自社株の評価等

オーナーとして会社を経営している場合には、自社株の評価をどのように下げるか、という視点が重要になってきます。

財産評価基本通達上、取引相場のない株式の価額は、会社の規模区分（大会社、中会社、小会社）や取得者の性質（同族株主かどうか）に応じて、次の方法により評価されます（①から③は原則的評価方法、④は特例的評価方法と言われます）。

① 純資産価額方式

② 類似業種比準価額方式

③ ①と②の併用方式

④ 配当還元方式

①は、会社の資産から負債を控除した純資産額に基づいて評価する方法ですので、資産が豊富にある場合には相続開始前に、被相続人以外に資産を移転しておく（相続人に対して役員報酬を支払う等）の対策があります。②は、類似業種の株価並びに一株当たりの配当金額、年利益金額及び純資産価額（帳簿価額による）を基に計算する方法であり、相続開始前の配当を低く抑える、収益構造を変動させて利益を引き下げる、含み損のある資産を売却する等の対策があります。

自社株については非常に多くの節税策がありますので、会社に見合った対策を検討すべきでしょう。

(2) 相続開始後の対策

相続開始前に比べ、相続開始後にできることは限られています。

遺産分割を効果的に行って、上記の小規模宅地等の特例を受けられるようにする、相続財産を一定期間内に譲渡して相続税を取得費に加算して譲渡所得の額を減額する、といったことが考えられます。

(3) 納税対策等

相続税額を減らすことだけでなく、発生する相続税をどのように支払うかということも検討しておく必要があります。原則として現金で納税する必要があるので、納税資金の確保が課題となります。よく利用されるのが生命保険の活用です。契約者、被保険者が被相続人、受取人が相続人の生命保険金は、（民法上は相続財産ではないのですが）相続税法上はみなし相続財産として相続税課税の対象となりますが、500万円×法定相続人数の非課税枠が

ありますので、現金よりも有利です（相続税法第3条、第12条）。

納税資金の確保ができない場合には、納税の猶予（相続税法第38条等）や物納（同法第41条）を検討することになります。

なお、会社経営の場合、事業承継税制（非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例）を利用することにより、相続税の猶予（一定の要件を満たせば免除）を受けることができるので検討すべきでしょう。従前、使い勝手が悪いと言われていましたが、今回の税制改正で手続きが簡素化される、雇用8割維持要件が緩和される等の変化がありました。

3 相続税対策をする際に、どのような点に注意すべきですか

(1) 財産を正確に把握しておく

相続税対策の前提として権利関係も含めて正確に把握しておくことが肝要です。「何があるか」といった事実だけでなく、「相続税課税の際にいくらかと評価されるか」といった評価も含めて把握しておくべきです。

(2) 「相続」全体の考慮

「相続」で問題になるのは税金だけではありません。自社の事業承継、後継者選定をどうするか、相続人間の紛争をどのように防止するかといった諸点を総合的に考える必要があります。

たとえば、財産を現金から不動産等に返還することは税務上のメリットがありますが、反面、相続人間で分配しにくい不動産のみが相続財産であると紛争を柔軟に解決することが難しくなる等のデメリットがあります。

また、生前贈与を一部の相続人に対してのみ行えば、相続人間の不公平感が醸成されかねないという問題が生じます。唯一の財産を特定居住用宅地と

して一部の相続人に相続させて小規模宅地等の特例の適用を受けようとするなら、他の相続人の遺留分侵害を考えなければなりません（遺留分は、兄弟姉妹以外の相続人に、法定相続分の2分の1（直系尊属のみが相続人である場合には3分の1）について認められます。民法第1028条）。

評価額の上昇が見込まれる自社株式を譲渡するという節税策をとった場合、支配権までも失ってしまうという状態が生じます（種類株の発行（会社法第108条）や信託を使った対策が考えられます）。

これらのことを総合考慮して、民法、会社法なども駆使したバランスのとれた対策をとるべきです。

(3) 遺言を書くなら正確に

相続税対策をする過程で遺言書を作成する場合には、遺言の文言の解釈を巡って多くの裁判例等がありますので、それらを踏まえ、意図する法律関係を正確に形成することができる表現、方式を採用する必要があります。

(4) 生前贈与はきちんと証拠を残す

子供名義の預金口座に振り込みをした場合、これは子供への贈与であって、振り込まれた金額は遺産とはならないのか、といった税務紛争がよく生じます。このような事態を避けるために、生前贈与をする場合には、きちんと証拠（契約書）等を残すべきです。なお、生前贈与に限りませんが、あくまでも重要なのは事実（実態）であり、証拠があっても事実（実態）が伴わなければ否認されるリスクがあります（場合によっては事実を偽装したということで重加算税の対象にもなります）ので、注意が必要です。

(5) なるべく早期から準備する

相続税対策は、早ければ早いほど、取りうる手段が多く、効果的です。

逆に、相続直前に不要不急の不動産を購入する等の節税策をとると、そのような不動産は通達による低額評価を適用すべきでないとして税務署から否認されることもありえます。否認されれば本税のみならず加算税の負担も生じかねないので慎重に検討すべきでしょう。